

居宅介護支援契約書

_____様(以下、「利用者」といいます)と合同会社オリーブ(以下、「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行なう居宅介護支援について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法の趣旨にしたがって、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるよう公平・中立に、サービス提供事業者との諸調整その他の便宜を図ります。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から、利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 利用者は有効期間満了日から引き続いて次の要介護認定を受けた時は、その有効期間満了日までの期間を契約期間として契約を自動更新するものとします。

第3条（介護支援専門員）

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービス担当者として任命し、その選定または交代を行なった場合は、利用者に文書で通知します。

第4条（居宅サービス計画作成の支援）

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ② 利用者が希望するサービス、地域などにより市町村の「事業所一覧」や「介護サービス情報公開システム」などを最大限活用し、希望に沿った事業所(サービス)を重複提示します。またパンフレット等を用いる場合でも必ず複数のサービス事業所を提示する支援を行います。
- ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④ 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意をうけます。
- ⑤ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

第5条（経過観察・再評価）

事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- ① 利用者及びその家族と毎月連絡を取り、家庭訪問し、経過の把握に努めます。
- ② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等と

の調整を行います。

- ③ 利用者状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

第6条（施設入所への支援）

事業者は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

第7条（居宅サービスの変更）

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

第8条（給付管理）

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、埼玉県国民健康保険団体連合会に提出します。

第9条（要介護認定等の申請に係わる援助）

- 1 事業者は、利用者が要介護認定の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わって行います。

第10条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成し、これをこの契約終了後 5年間保管します。
- 2 利用者は、事業所の開業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス提供記録を閲覧できます。
- 3 第12条第1項から第3項の規定により、利用者または事業者が解約を文書で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画及びその状況に関する書面を作成し利用者に交付します。

第11条（料金）

事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は、重要事項説明書のとおりです。

第12条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して、文書で通知をすることにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、30日間の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当

該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。

3 事業者は、利用者またはその家族等が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続し難ほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちに契約を解除することができます。

4 次の事由に該当した場合は、この契約は該当各号に定める日に自動的に終了します。

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合・・・入所日の翌日
- ② 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)または要支援と認定された場合・・・非該当(自立)または要支援となった日
- ③ 利用者が死亡した場合・・・死亡日の翌日

第13条（秘密保持）

1 事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

第14条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき理由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第15条（身分証携行義務）

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者や利用者の家族から提示を求められたときは、身分証を提示します。

第16条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

第17条（善管注意義務）

事業者は善良な管理者の注意をもって業務を遂行します。

第18条（本契約に定めのない事項）

1 利用者と事業者は、信義誠実を持って本契約を履行するものとします。

2 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第19条 (裁判管轄)

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

第20条（立会人）

利用者の判断能力に障害が見られる場合には、契約時には家族または成年後見人に立ち会っていただきます。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者

事業者名 合同会社オリーブ (介護保険事業者指定番号 1173900851)

住所 埼玉県羽生市西五丁目25番1号 ウェストパークⅡ 102

代表社員 大川 純子

本契約に定める居宅介護支援を担当する事業所

事業所名 居宅介護支援事業所オリーブ

住 所 埼玉県羽生市西五丁目25番1号 ウェストパークⅡ 102

契約者氏名

利用者

住 所

氏 名 ⑤

代理人

住所

氏 名 (印)

家族

住所

氏 名 印